

◎特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章・第二章　〔略〕</p> <p>第三章　概要調査地区等の選定（第六条—第十条）</p> <p>第三章の二　発電用原子炉の運転の禁止等（第十条の二）</p> <p>第四章～第八章　〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条　〔略〕</p> <p>2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一　特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向に関する事項</p> <p>イ　最終処分施設設置区域（最終処分施設を設置するための単位となる区域として、旧一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（口において「旧電気事業法」という。）第二条第一項第二号の一般電気事業者をいう。口において同じ。）の供給区域を勘案し</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三章　概要調査地区等の選定（第六条—第十条）</p> <p>第四章～第八章　〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条　〔略〕</p> <p>2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一　特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向</p> | <p>目次</p> <p>第一章・第二章　〔略〕</p> <p>第三章　概要調査地区等の選定（第六条—第十条）</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四章～第八章　〔略〕</p> <p>附則</p> |
| | |

て全国の区域（沖縄県の区域を除く。）を分けて設定する区域をいう。（以下同じ。）

口 次の(1)又は(2)に掲げる発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等を行つた後に生じる特定放射性廃棄物について、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより最終処分を行うことを原則とすることその他特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本となるべき事項

(1) 旧一般電気事業者であつた発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号の発電事業者をいう。（1）及び（2）において同じ。）である発電用原子炉設置者（当該旧一般電気事業者の発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号の発電事業をいう。（2）において同じ。）を譲り受け、又は承継した発電事業者である発電用原子炉設置者を含む。）が設置し、又は設置していた発電用原子炉 当該旧一般電気事業者の供給区域に係る最終処分施設設置区域に設置された最終処分施設において最終処分を行うこと。

(2) 旧卸電気事業者（旧電気事業法第一条第一項第四号の卸電気事業者をいう。（2）において同じ。）であつた発電事業者である発電用原子炉設置者（当該旧卸電気事業者の発電事業を譲り受け、又は承継した発電事業者である発電用原子炉設置者を含む。）その他政令で定める発電用原子炉設置者が設置し、又は設置していた発電用原子炉 これらの者による小売電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号の小売電気事業

〔新設〕

者をいう。(2)において同じ。)に対する電気の供給量のうち当該小売電気事業者の最終処分施設設置区域ごとの電気の供給量に応じた量に応じて、当該最終処分施設設置区域に設置された最終処分施設において最終処分を行うこと。

二〇七　〔略〕

3・4　〔略〕

5| 最終処分施設設置区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、当該最終処分施設設置区域と他の最終処分施設設置区域との合併について、その全部の同意があつた場合において、当該他の最終処分施設設置区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村と協議の上、その全部の同意を得たときは、経済産業大臣に対し、政令で定めるところにより、最終処分施設設置区域の改定を申し出ることができる。

6| 経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときその他第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、基本方針を改定するものとする。

7| 〔略〕

(最終処分計画)

第四条　〔略〕

2～4　〔略〕

〔削除〕

二〇七　〔略〕
3・4　〔新設〕

5| 経済産業大臣は、第二項に掲げる事項を変更する必要が生じたときは、基本方針を改定するものとする。

6| 〔略〕

(最終処分計画)

第四条　〔略〕

2～4　〔略〕

5| 経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する

5|

〔略〕

6| 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

(概要調査地区の選定)

第六条 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画(前条第一項前段の規定による承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査(以下この条において「文献調査」という。)を行わなければならない。

一～三 〔略〕

2| 機構が前項の規定により文献調査を行うときは、当該文献調査の

対象となつた地区(以下この条及び第八十四条の二において「文献調査対象地区」という。)の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、当該文献調査の実施に協力するものとする。

3| 文献調査対象地区の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、文献調査の実施及び概要調査地区の選定に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において「概要調査地区選定協議会」という。)を組織するものとする。

4| 概要調査地区選定協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

6|

〔略〕

7| 第一項から第五項までの規定は、前項の規定による最終処分計画の改定について準用する。

(概要調査地区の選定)

第六条 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び当該機構の承認実施計画(前条第一項前段の規定による承認を受けた実施計画をいい、同項後段の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従い、次に掲げる事項について、あらかじめ、文献その他の資料による調査(次項において「文献調査」という。)を行わなければならない。

一～三 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長 |
| | 二 当該市町村に隣接することその他の政令で定める要件に該当する都道府県の知事及び当該要件に該当する市町村の長 |
| | 三 関係住民、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者 |
| 5 | 概要調査地区選定協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長、機構及び発電用原子炉設置者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 |
| 6 | 概要調査地区選定協議会において協議が調った事項については、概要調査地区選定協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 |
| 7 | 前三項に定めるもののほか、概要調査地区選定協議会の運営に關し必要な事項は、概要調査地区選定協議会が定める。 〔新設〕 |
| 8 | 機構は、第一項の規定により文献調査を行つたときは、概要調査地区選定協議会の協議の結果及び当該文献調査の結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該文献調査の対象となつた文献調査対象地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認められるものの中から概要調査地区を選定しなければならない。 一～三 〔略〕 |
| 9 | 〔略〕 （精密調査地区の選定） |
| 第七条 | 〔略〕 （精密調査地区の選定） |

概要調査地区の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、概要調査の実施及び精密調査地区の選定に関し必要な協議を行ったための協議会（以下この条において「精密調査地区選定協議会」という。）を組織するものとする。

〔新設〕

3| 前条第四項から第七項までの規定は、精密調査地区選定協議会について準用する。

4| 機構は、第一項の規定により概要調査を行つたときは、精密調査地区選定協議会の協議の結果及び当該概要調査の結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該概要調査の対象となつた概要調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から精密調査地区を選定しなければならない。

一・二 「略」

三 当該対象地層等内に活断層、破碎帶又は地下水の水流があるときは、これらが坑道その他の地下の施設（次条第四項各号において「地下施設」という。）に悪影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

四 「略」

5| 前条第九項の規定は、精密調査地区の選定について準用する。

（最終処分施設建設地の選定）

第八条

〔略〕

2| 精密調査地区的全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、精密調査の実施及び最終処分施設建設地の選定に関し必要

概要調査地区の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、概要調査の実施及び精密調査地区の選定に関し必要な協議を行つたための協議会（以下この条において「精密調査地区選定協議会」という。）を組織するものとする。

〔新設〕

2| 機構は、前項の規定により概要調査を行つたときは、その結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該概要調査の対象となつた概要調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から精密調査地区を選定しなければならない。

一・二 「略」

三 当該対象地層等内に活断層、破碎帶又は地下水の水流があるときは、これらが坑道その他の地下の施設（次条第二項各号において「地下施設」という。）に悪影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

四 「略」

3| 前条第三項の規定は、精密調査地区の選定について準用する。

（最終処分施設建設地の選定）

第八条

〔略〕

〔新設〕

な協議を行うための協議会（以下この条において「最終処分施設建設地選定協議会」という。）を組織するものとする。

3 第六条第四項から第七項までの規定は、最終処分施設建設地選定協議会について準用する。

4 機構は、第一項の規定により精密調査を行ったときは、最終処分施設建設地選定協議会の協議の結果及び当該精密調査の結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該精密調査の対象となつた精密調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から最終処分施設建設地を選定しなければならない。

い。

一～四 「略」

5 第六条第九項の規定は、最終処分施設建設地の選定について準用する。

（最終処分施設の設置）

第九条 機構は、前条第四項及び第五項の規定により選定された最終処分施設建設地において、最終処分施設を設置するものとする。

第三章の二 発電用原子炉の運転の禁止等

〔新設〕

第十条の二 経済産業大臣は、最終処分施設設置区域における概要調査地区等の選定について、その続行ができないことが明らかな場合として政令で定める場合に該当すると認めるときは、当該最終処分施設設置区域に係る発電用原子炉設置者として政令で定める者に

〔新設〕

2 機構は、前項の規定により精密調査を行ったときは、その結果に基づき、経済産業省令で定めるところにより、当該精密調査の対象となつた精密調査地区のうち次の各号のいずれにも適合していると認めるものの中から最終処分施設建設地を選定しなければならない。

一～四 「略」

3 第六条第三項の規定は、最終処分施設建設地の選定について準用する。

（最終処分施設の設置）

第九条 機構は、前条第二項及び第三項の規定により選定された最終処分施設建設地において、最終処分施設を設置するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

対し、その旨を通知するものとする。

2 前項に規定する者は、同項の規定による通知を受けたときは、経済産業省令で定める期間において、その設置する発電用原子炉の運転をしてはならない。

(都道府県及び市町村の財政上の措置等)

第八十四条の二 最終処分施設設置区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村は、当該最終処分施設設置区域における文献調査対象地区及び概要調査地区等並びにこれらの周辺の地域の住民の福祉の向上を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔新設〕

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第二項の規定に違反した者
二・三 [略]

〔新設〕

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第二項の規定に違反した者
二・三 [略]

〔新設〕

| 改 正 案 | 現 行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二条第十四項に規定する最終処分施設を除く。）で、政令で定めるものをいう。</p> | <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設若しくは地熱発電施設又は火力発電施設（沖縄県の区域に設置されるものに限る。）で、政令で定める者が設置する政令で定める規模以上のもの及び原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設で、政令で定めるものをいう。</p> |